

令和5年7月12日

北名古屋市シルバー人材センター事務局

○6月28日(水) 令和5年度定時総会及び会員互助会総会を総合福祉センターもえの丘ふれあい健康ルームで、役員及び地域班班長の出席で開催。会員の皆さんには昨年度同様、委任状の提出をいただき、議案も全て原案どおり承認されました。ご理解とご協力をいただきありがとうございました。

### 7月は「安全・適正就業強化月間」です

国が実施する「全国安全週間」にあわせ、7月は「安全・適正就業強化月間」の月です。シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得、地域社会に貢献していくことを目的としており、そのためには日頃から安全に対する意識を維持していくことが大切です。

- 7月5日(水) 県シ連主催安全・適正就業推進大会が開催され、①県シ連によるパトロール時における適正就業関連の指導・助言事例、②蜂刺され事故の防止、③転倒事故の防止、③大口町コミュニティー・ワークセンターにおける安全・適正就業のための取組についてウインクあいちにて研修を受けました。
- 7月19日(水) 顕彰審査委員会を開催。県シ連事業推進交流大会(10月17日)における被表彰者の推薦、「シルバーの日・会員互助会フェスティバル」(10月21日)における被表彰者の選考と記念品及び安全標語入選者の記念品について協議します。
- 7月25日(火) 第2回安全保健委員会を開催。6月に会員の皆さんから募った安全標語の選考及び7月の安全・適正就業強化月間に伴う安全パトロールを実施し安全点検をします。

目標

- ① 『楽しいシルバーをつくりましょう』
- ② 『発注者に喜ばれる仕事をしましょう』

## 令和5年4月～6月の事故は 1件 でした。

①剪定作業中、間違えて門かぶりのマキの枝を付け根から伐採してしまった。

シルバーの就業中および途上（就業の行き帰り）の事故については、シルバー賠償責任保険・団体傷害保険・自動車保険を掛けていますが、保険で担保されない場合は、原因者の会員に責任を負っていただきます。また、賠償責任保険については、損害を与えた会員は、事故の抑止を図るために、賠償額の10%（限度額10,000円）を負担（ペナルティ）していただきます。

ケガは本人ばかりでなく、家族はもちろん、同じ仕事をしている仲間、発注者等まわりの人たちに心配をかけることとなります。「安全は自分自身のため」と心に誓い、自己管理をお願いします。

就業途上の事故の中には、必ずしも本人に過失責任があるとは言えない事故もありますが、自転車を利用される会員さんは「**自転車は軽車両**」を忘れずに左側通行・一時停止などの交通ルールを守り体力を過信することなく、ヘルメットを着用して自身を守ってください。

こまめに水分を補給して、屋外だけでなく室内でも**熱中症に注意**しましょう。熱中症は、シルバー保険の対象となりません。

### ☆6月の事業状況☆

1. 会員動向 [6月の入会者 5人:退会者 6人]

男 性	330人	女 性	320人	合 計	650人
-----	------	-----	------	-----	------

2. 配分金額(単位:千円)

	当 月	前年同月	増 減
事業所	5,888	6,293	△ 405
公 共	9,213	11,361	△ 2,148
一般家庭	3,293	4,413	△ 1,120
独自事業	418	493	△ 75
合 計	18,812	22,560	△ 3,748

3. 受注件数(単位:件)

当 月	前年同月
44	61
20	23
496	596
1	1
561	681

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました  
自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう  
暑い夏 体調管理をして事故防止につとめましょう